

議案第56号

かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する  
条例

かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号として次の1号を加える。

(2) 新型コロナウイルス感染症防疫作業手当

第3条の次に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症防疫作業手当)

第3条の2 新型コロナウイルス感染症防疫作業手当は、職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）から市民等

の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて規則で定める作業に従事した場合に、当該職員に対して支給する。この場合において、前条の規定は適用しない。

第12条第1項中「第10条まで」の次に「(第3条の2を除く。)」を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第3条の2に規定する手当の額は、1日(消防職員にあつては、1当務)につき1,500円を超えない範囲において、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。